

定 款

一般財団法人 千倉交通安全協会

一般財団法人 千倉交通安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人 千倉交通安全協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県南房総市千倉町に置く。

第2章 目 的 及び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、館山警察署 千倉幹部交番管内における交通事故防止を図るため、交通安全に関する諸活動を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通事故の防止及び交通道徳の高揚のための普及宣伝
- (2) 関係官庁及び団体等の連絡協調による交通事故防止の推進
- (3) 交通従事者の指導育成
- (4) 交通関係功労者及び優良従業者の表彰
- (5) 交通遺児育英基金の運用
- (6) 自動車教習所の経営
- (7) 千葉県公安委員会からの委託による各種講習業務
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 本事業については、南房総市及びその周辺市において行うものとする。

(機 関 の 設 置)

第5条 この法人に評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第3章 資 産 及び 会 計

(基 本 財 産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければ成らず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事 業 年 度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事 業 計 画 及び 収 支 予 算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年度事業開始日の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならぬ

い。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 会員

(会員)

第10条 この法人に次の会員を置く。

自動車運転免許保持者で、館山警察署千倉幹部交番管内に住所を有し、この法人の目的に賛同し、入会の申し込みをした者

(入会)

第11条 この法人の会員になろうとする者は、会費を負担しなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選定及び解任)

第13条 評議員の選定及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することが出来る。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員を持って構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了月から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長兼会計理事、2名を副会長とする。

3 前項の会長を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長兼会計理事及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び权限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び权限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することが出来る。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長兼会計理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、定期理事会として毎年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条・第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第11章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 捕則

(委任)

- 第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、高木 一康とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

高木 昇
吉田 實
渡邊 憲二
佐久間 節子
栗原 保博
小柴 芳美
間宮 一郎
尾形 芳子

- 5 この定款の一部変更は、令和5年5月24日から施行する。

別 表

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産） 第6条関係

財 产 種 别	場 所・物 量 等
定期預金	京葉銀行 No.2610350 9,873,594 円
建物	253.275 m ² 84,541 円 南房総市千倉町北朝夷字浜ノ郷 2830-2 講堂